

宮崎県総合防除計画

令和6年3月

宮 崎 県

目次

I	総合防除の実施に関する基本的な事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	本計画の位置づけ	1
3	総合防除計画の見直し	1
II	有害動植物等の総合防除	
1	対象となる有害動植物等	2
2	有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容	2
III	指定有害動植物の異常発生時防除の内容及び実施体制等に関する事項	
1	異常発生時防除について	2
2	異常発生時の基準	2
3	異常発生時防除の内容	2
4	異常発生時防除の実施体制	3
	(1) 県	
	(2) 市町村	
	(3) 関係団体	
IV	有害動植物等の防除に係る指導の実施体制等に関する事項	
1	有害動植物等の防除に係る指導の実施体制及び関係機関との連携	4
	(1) 県	
	(2) 市町村	
	(3) 関係団体	
	(4) 農業者	
V	その他必要な事項	
1	農薬の適正使用について	5
VI	関連資料	
1	別表1 本計画に定める総合防除の対象とする有害動植物等	
2	別表2 有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容	

I 総合防除の実施に関する基本的な事項

1 計画策定の趣旨

近年、温暖化等による気候変動を背景として、有害動植物の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の早期化及び終息時期の遅延が報告される等、有害動植物のまん延リスクが高まっており、農業生産の現場への影響が懸念されている。

また、化学農薬の低減等による環境負荷低減が国際的な課題となっていることに加え、国内では化学農薬に依存した防除により薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、発生予防を含めた防除の普及等を図っていくことが急務となっている。

このような状況を踏まえ、国では、これらに対応して植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）の一部を改正する法律を令和 4 年 5 月 2 日に公布（令和 5 年 4 月 1 日施行）した。

改正した法に基づき、国は、指定有害動植物（※1）の総合防除に関する基本的な方向等を示し、都道府県や関係機関一体となって、その総合防除を推進するため、法第 22 条の 2 第 1 項の規定の例により、令和 4 年 11 月に「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（農林水産省告示第 1862 号。以下「基本指針」という。）」を定め、公表したところである。

また、法第 22 条の 3 第 1 項において、都道府県知事は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下「総合防除計画」という。）を定めるものとされた。本計画は、基本指針に即して、本県における病虫害等の発生生態に応じた効果的かつ効率的な防除及び環境にやさしい総合防除並びに農薬の安全かつ適正な使用等を推進するために策定するものである。

※1 「指定有害動植物」とは、有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するもの（法第 22 条第 1 項）。

2 本計画の位置づけ

本計画は、法の第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の総合防除計画として位置づけるものである。

3 総合防除計画の見直し

国は、少なくとも 5 年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは変更するとしている。本計画は、国の見直しや、本県における有害動植物の発生状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

II 有害動植物等の総合防除

1 対象となる有害動植物等

本計画において、総合防除の内容を定める有害動植物は、法第 22 条第 1 項および植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号、以下、「法施行規則」という。）第 40 条に基づき定められている指定有害動植物のうち本県の実情に応じた有害動植物及び、指定有害動植物以外の有害動植物とし（以下、「有害動植物等」という。）、別表 1 に示すとおりである。

2 有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

各品目における有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容は、別表 2 に示すとおりである。

III 指定有害動植物の異常発生時防除の内容及び実施体制等に関する事項

指定有害動植物の異常発生時（法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時をいう。以下同じ。）においては、平時と異なり、組織的かつ強力に、当該指定有害動植物の急激なまん延を防止する必要がある。

1 異常発生時防除について

法第 24 条第 1 項において、農林水産大臣は、発生予察事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情に鑑み、指定有害動植物の異常発生時であって、その急激なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、関係都道府県知事に、基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、当該指定有害動植物の異常発生時の防除に関する措置（法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時防除をいい、以下、「異常発生時防除」という。）を行うよう指示することができるものとされている。

2 異常発生時の基準

農林水産大臣は、発生予察調査やほ場調査等の結果、都道府県における指定有害動植物の発生程度が、発生予察調査における「甚」の基準を大きく上回り、かつ、その発生が局地的でない状況に至った場合等において、その都度速やかに当該指定有害動植物の性質に関し専門の学識経験を有する者から、①まん延の速度が急激である状況、②通常の防除措置では農作物への損害の発生を抑えられない状況、③当期又は次期作の農業生産に明らかかな影響を及ぼす状況、に該当するかどうか等の意見を聴いた上で、異常発生時に該当するかどうかの判断を行うものとする。

3 異常発生時防除の内容

県は、農林水産大臣が異常発生時防除を指示した場合に、速やかに異常発生時防除を実施できるよう、措置の内容について以下の事項を定める。

ア 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

イ 被害株や被害果のほか、発生源となり得る作物残渣の除去、被害樹の伐採等を徹底する。

ウ 可能な品目は早期収穫する。

エ 次期作に向け、ほ場やその周辺の管理（雑草防除、土壌消毒等）を徹底する。

4 異常発生時防除の実施体制等

指定有害動植物の異常発生時に急激なまん延を防止するため、県（農業普及技術課、農産園芸課、西臼杵支庁・各農林振興局、総合農業試験場等）、市町村及び関係団体（宮崎県植物防疫協会、宮崎県農業共済組合、宮崎県経済農業協同組合連合会、宮崎県農業協同組合中央会、各農業協同組合、宮崎県農薬卸組合、宮崎県農薬小売商組合等）は、以下に示す役割のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

(1) 県

県は、農林水産大臣から異常発生時防除に係る指示を受けた時は、当該指定有害動植物の発生状況を的確に把握し、Ⅲの3に示した対策等を実施する。また、防除対策が速やかに実施できるよう、市町村や関係団体との連携のもと、農業者等に対して防除指導や情報提供を行う。

ア 農業普及技術課

県、市町村、関係団体を参集し、異常発生時防除を行うべき区域及び期間、その他必要な事項について協議し、決定した内容を速やかに告示する。

イ 農産園芸課

当該指定有害動植物について、情報等の共有に努め、異常時発生時防除の実施に協力する。

ウ 病虫害防除・肥料検査センター

県内全域の当該指定有害動植物の発生状況の把握に努め、県内農業者等に対して防除指導や情報提供を行う。

エ 西臼杵支庁・各農林振興局（各農業改良普及センターを含む）

管内の当該指定有害動植物の発生状況の把握に努め、管内農業者等に対して防除指導や情報提供を行う。

オ 総合農業試験場（専門技術センター及び関係部・関係支場）

ウ及びエの実施する当該指定有害動植物の防除指導について、技術的助言等を行う。

(2) 市町村

市町村は、県や関係団体と連携して、農業者に対する防除対策の周知等を行うとともに、当該指定有害動植物の発生状況の把握に協力する。

(3) 関係団体

関係団体は、防除対策が速やかに実施できるよう、防除対策の周知や防除指導を行うとともに、防除に必要な資材の確保に努め、県や市町村と連携して、異常発生時防除に協力する。

IV 有害動植物等の防除に係る指導の実施体制等に関する事項

1 有害動植物等の防除に係る指導の実施体制及び関係機関等との連携

本県における効果的な有害動植物等の防除を推進するため、県（農業普及技術課、農産園芸課、西臼杵支庁・各農林振興局、総合農業試験場等）、市町村及び関係団体（宮崎県植物防疫協会、宮崎県農業共済組合、宮崎県経済農業協同組合連合会、宮崎県農業協同組合中央会、各農業協同組合、宮崎県農薬卸組合、宮崎県農薬小売商組合等）は、以下に示す役割のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

(1) 県

県は、効果的・効率的な有害動植物等の防除を推進するため、市町村、関係団体と相互に情報を共有し、有害動植物等の発生状況を的確に把握するとともに、発生予察情報等の提供や発生状況に応じた農業者等への適時・適切な防除指導等を行う。情報等の迅速な提供のため、ホームページ、防災メール等を積極的に活用する。

(2) 市町村

市町村は、県から得られた情報等に基づき、適宜農業者等へ防除に関する情報提供を行い、市町村区域内における有害動植物等の効果的・効率的な防除の推進に協力する。

(3) 関係団体

関係団体は、県や市町村等と連携し、必要に応じ農業者等への指導・助言を行うとともに、有害動植物等の効果的・効率的な防除の推進に協力する。

(4) 農業者

農業者は、自ら栽培する農産物の安定生産を図り、周辺ほ場や地域への有害動植物等のまん延を防止するため、総合防除の実施に努める。

また、県や関係機関等が開催する研修会等へ参加する等、有害動植物等の総合防除に必要な情報収集等に取り組むことにより、総合防除の内容に関する理解醸成や、自らの取組状況の検証等に努める。

V その他必要な事項

1 農薬の適正使用について

農作物を栽培する環境中にはさまざまな病気、害虫、雑草が存在するため、農薬による病害虫・雑草の防除は栽培管理の大きな柱として定着しており、生産性の向上や、労働力の節減等、農作物の安定生産のために、農薬は不可欠な生産資材となっている。

しかし、その取扱いを誤ると期待した防除効果が得られないばかりか、人や農作物、生活環境動植物その他周辺環境等に対し、直接的、間接的に何らかの影響を及ぼす恐れがある。

したがって、農家をはじめとする農薬取扱者は法令を遵守し、細心の注意と良識をもって、農薬を取り扱うことが重要である。

特に、安全使用を徹底するため、常に次の項目に留意する必要がある。

(1) 農薬を使用する人の安全

使用者自身の身体への安全性確保が大切であるため、使用者自身の健康管理から、事後処理に至るまでの、農薬使用者の注意事項を確実に実行する。

(2) 農産物に対する安全

安心して食べられる農産物を生産し、消費者の安全を確保することは、何よりも大切であるため、農薬使用基準を確実に守る。

(3) 環境に対する安全

周辺環境への影響、特に河川や湖沼、海等を汚染したり、周辺住民や有用動植物に害を与えないよう注意する。

VI 関連資料

別表1 本計画に定める総合防除の対象とする有害動植物等

(国の指定する有害動植物：○、指定有害動植物以外の有害動植物：△)

分類	寄主植物又は宿主植物名	NO.	分類	病害虫名
水稻	水稻(早期水稻、普通期水稻)	1	○	イネミズゾウムシ
		2	○	コブノメイガ
		3	○	セジロウンカ
		4	○	ツマグロヨコバイ
		5	○	トビイロウンカ
		6	○	ニカメイガ
		7	○	斑点米カメムシ類
		8	○	ヒメトビウンカ
		9	○	フタオビコヤガ
		10	○	スクミリンゴガイ
		11	○	稲こうじ病
		12	○	いもち病
		13	○	ごま葉枯病
		14	○	縞葉枯病
		15	○	白葉枯病
		16	○	ばか苗病
		17	○	もみ枯細菌病
		18	○	紋枯病
野菜	野菜共通	19	-	共通事項
		20	○	オオタバコガ
		21	○	コナガ
		22	○	シロイチモジヨトウ
		23	○	ハスモンヨトウ
		24	○	ヨトウガ
	いちご	25	○	アザミウマ類
		26	○	アブラムシ類
		27	○	コナジラミ類
		28	○	ハダニ類
		29	○	うどんこ病
		30	○	炭疽病
		31	○	灰色かび病
	きゅうり	32	○	アザミウマ類
		33	○	アブラムシ類
		34	○	コナジラミ類
		35	○	ハダニ類
		36	○	うどんこ病
37		○	褐斑病	
38		○	炭疽病	

分類	寄主植物又は宿主植物名	NO.	分類	病害虫名	
野菜	きゅうり	39	○	灰色かび病	
		40	○	斑点細菌病	
		41	○	べと病	
	だいこん	トマト・ミニトマト	42	○	アブラムシ類
			43	○	アザミウマ類
			44	○	アブラムシ類
			45	○	コナジラミ類
			46	○	うどんこ病
			47	○	疫病
			48	○	トマト黄化葉巻病
			49	○	すすかび病
			50	○	灰色かび病
			51	○	葉かび病
	ピーマン		52	○	アブラムシ類
			53	△	アザミウマ類
			54	△	タバココナジラミ
			55	○	うどんこ病
56			△	斑点病	
57			△	黒枯病	
いも類	さつまいも	58	○	ナカジロシタバ	
		59	○	基腐病	
	さといも	60	△	疫病	
		ばれいしょ	61	○	アブラムシ類
	62		○	疫病	
果樹	果樹共通	63	○	果樹カメムシ類	
	かんきつ	64	○	アザミウマ類	
		65	○	アブラムシ類	
		66	○	ハダニ類	
		67	○	かいよう病	
		68	○	黒点病	
		69	○	そうか病	
茶	茶	70	○	アザミウマ類	
		71	○	カイガラムシ類	
		72	○	チャトゲコナジラミ	
		73	○	チャノホソガ	
		74	○	チャノミドリヒメヨコバイ	
		75	○	ハマキムシ類	
		76	○	ハダニ類	
		77	○	炭疽病	

別表2 有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

(1) 水稲（早期水稲・普通期水稲）

No.	病害虫名
1	イネミズゾウムシ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植の早い水田に被害が集中するので、被害の分散を図るため、一斉に田植を行う。 ・軟弱徒長苗の植付けや未分解の有機質肥料の施用、また、根腐れを起こすような水田では被害が大きくなりやすいので、健全苗を植え付け、深水を避け、根が健全に育つような栽培を行う。 ・既発生地では、田植前に本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生量が多く、侵入が長期にわたる場合は、越冬成虫の侵入盛期に粒剤を水面施用する。 ・未発生地では早期発見に努め、越冬成虫の侵入盛期に粒剤を水面施用する。 ・要防除水準は越冬成虫密度で株当たり 0.5 頭(見取り 25 株調査)である。
2	コブノメイガ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月中下旬から7月中下旬に海外から飛来した成虫が発生源となり、その後2～3世代を経過し被害をもたらす。飛来時期や量は年次変動が大きいため、発生予察情報に注意する。 ・野菜やタバコ後作等の窒素過多、晩植などによる軟弱稲に多く集まり被害がひどくなるため、適正な肥培管理を行う。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期水稲では第1世代(6～7月)、普通期水稲では第2～3世代(8～9月上旬)に止葉、次葉に被害が発生するため圃場の見回り等による被害の早期発見に努める。 ・通常は第2～3世代幼虫が防除対象となり、発蛾最盛期に粒剤を施用するか、若齢幼虫期に散布剤を施用する。発生が多い場合は第1世代幼虫から防除する。

3	セジロウンカ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報に注意し、飛来状況や飛来後の発生動向を十分把握の上、対策を講じる。 ・飛来量が梅雨期に著しく多い場合には、飛来後早めに成虫を対象に防除する。 ・防除は通常飛来世代の幼虫(7月)及び次世代の幼虫(8月)を対象とし、幼虫の出揃いをねらって防除する。 ・飛来成虫の要防除密度は、活着期前後に株当たり4頭である。
4	ツマグロヨコバイ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・畦畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、圃場の見回り等に基づき適期防除を行う。 ・第1世代幼虫は萎縮病の媒介虫として重要であることから、普通期水稲では育苗期と本田初期の防除に努める。
5	トビイロウンカ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・主な飛来時期は6月中旬から7月中旬で飛来量は年次変動が大きいいため、発生予察情報に留意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本虫は、本田初期は低密度に経過し、中期以降に急激に増殖し加害するため防除適期を見逃し手遅れにならないように注意する。 ・通常、飛来世代の幼虫期から第2世代成虫の産卵開始前までに防除する。この場合の防除適期は主たる飛来のピーク日から25日目頃である。 ・短翅型雌の産卵前期間は短いので防除が手遅れにならないよう注意する。 ・発生が少ない場合や前回の防除が不十分な場合には第2世代幼虫期に防除する。 ・成・幼虫とも株元に生息しているので、株元まで薬剤が十分到達するよう留意する。 ・要防除水準は短翅型雌成虫で100株当たり20頭である。

6	ニカメイガ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。 ・3化型と思われる個体群が確認される地域では、発生ピークが2化型と異なるため注意が必要である。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼虫は大きくなるに従い薬剤の効果が低下するため、早期発見に努め、若齢幼虫期のうちに防除する。
7	斑点米カメムシ (クモヘリカメムシ・アカスジカメムシ・ホソハリカメムシ・シラホシカメムシ・ミナミアオカメムシ)
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の稲の品種、作付け時期を統一する。 ・水田内及び周辺のイネ科、タデ科の雑草やイネ科飼料作物は、出穂開花前に早めに刈り取る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報に基づき、穂揃い期とその7～10日後の防除を原則とする。 ・防除は広域の集団一斉防除が効果的である。 ・斑点米カメムシ類の要防除水準は20回すくい取り虫数1頭である。
8	ヒメトビウンカ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休耕田や再生株の耕起や、畦畔の除草をあらかじめ行い、本虫の越冬場所を減らし密度低下を図る。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域一斉防除を行うと効果が高い。 ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。 ・早期水稻では5月中旬から6月の第1世代成虫・幼虫、普通期水稻では6月中旬の第1世代成虫及び7月下旬の第2世代幼虫並びに第3世代成虫を対象に適期防除を行う。

9	フタオビコヤガ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
10	スクミリングガイ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田内の土中に越冬している貝の密度を下げるため、厳寒期に2～3回ロータリー耕起を実施する。 ・貝は土の表面から5cm以内の浅い部分に潜っているので、トラクターの耕起深はできるだけ浅く、ロータリーの回転数は高く、走行速度は落として耕起する。 ・用排水路に越冬している貝の密度を下げるため厳寒期に溝さらえを実施する。 ・スクミリングガイによる水稻の被害は、田植直後から2～3週間であり、その時期に深水状態であるほど被害が大きくなるので、活着後はできるだけ水深1cm以下の浅水管理とする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多発生が予想されるほ場では、薬剤の水面施用を実施する。 ・薬剤の水面施用に当たっては、灌排水に十分注意して水深が3cm位になるようにし、止水状態とする。 ・地域内における貝の密度低下をはかるため夏季の水田(休耕田を含む)及び用排水路における貝、卵塊の捕殺を徹底する。
11	稲こうじ病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避け、肥料が遅効きしないよう注意する。 ・罹病粒はできるだけとり除き、翌年以降の伝染源量を少なくする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年の病穂に形成された菌核が田面やあぜに落ち越冬し、翌年の伝染源となるため、前年多発した圃場では本田期の防除を実施する。

12	いもち病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂いもちの発生している圃場での採種は避ける。 ・窒素質肥料の過用をさける。 ・緑肥等はあらかじめ乾燥してすき込み、野菜等の栽培跡地では施肥量に注意する。 ・塩水選後、種子消毒を的確に行う。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補植用つけ苗は二次発生源になりやすいので、補植が終わったら早めに処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回りを行い、早期発見に努め、適期に薬剤散布を行う。 ・育苗期間中に発病が確認された場合は、発病株を抜き取り適用のある薬剤を施用する。 ・穂いもち対象には穂ばらみ後期、枝梗いもち対象には穂揃期に防除を行う。
13	ごま葉枯病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種もみを種子消毒する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報に留意し、適期防除を行う。
14	縞葉枯病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物はヒメトビウンカが媒介するため、休耕田や畦畔などの雑草を刈り取り、ヒメトビウンカの生息密度の低下を図る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・媒介虫であるヒメトビウンカの防除を徹底する。
15	白葉枯病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗場所は浸冠水しないところに設ける。 ・窒素過多にならないよう注意する。 ・水路や水田周辺のサヤヌカグサを除去し、再生稲は早めに耕起し伝染源を絶つ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常発地帯では、育苗期からの予防的対策を行う。

16	ばか苗病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩水選および種子消毒を的確に行う。 ・種子更新を行う。 ・発病田からは採種しない。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本田での発病株は、周囲への伝染源となるので抜き取り、本田付近に放置しないで処分する。
17	もみ枯細菌病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な種子を確保し、塩水選を行う。 ・窒素過多を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分けつ期以降の高温と、出穂期前後の高温に降雨が加わると発病多くなるため注意する。 ・粒剤や液剤による防除は、主感染期の出穂直前と出穂期が防除適期であり、防除適期が限定されるので防除時期を失しないよう注意する。
18	紋枯病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素質肥料の多用を避け、過繁茂にならないようにする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期水稻では、穂ばらみ期頃から急激に発生するため、穂ばらみ期から出穂期にかけて防除する。 ・普通期水稻では、穂ばらみ期に防除を行い、その後進展に応じて2回目の防除を考える。

(2) 野菜共通

19	共通事項（野菜の病害虫共通）
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合には、高畝とする等、排水対策を実施する。・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の有害動植物の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。・健全な種苗を使用する。・有害動植物の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する（台木を含む。）。・育苗においては、有害動植物に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で有害動植物の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。・健全な育苗のために、適正な種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。・ほ場には、健全な苗のみを定植する。・防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への有害動物の侵入防止又は発生抑制を図る。有害動物の発生が認められた場合には、早期に防除する。・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする有害動物の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の除草に努める。・べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、有害動物の飛来、産卵及び蛹化を防ぐ。・施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の使用により、有害動植物の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする有害動物に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。・土壌からの有害植物の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。・土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、有害動植物の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。・土壌伝染性の有害植物や有害動物（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（太陽熱消毒等を含む。）を実施する。・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌 pH の矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、有害植物の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。・次期作における有害動植物の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。・有害植物の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。・雑草や土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。・細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の管理作業を避ける。・種子処理剤又は育苗期若しくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。

	<p>野菜の病害虫共通</p> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・生物農薬を活用する。 ・発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、ほ場外で適切に処分する。 ・ウイルス病、細菌病など回復が困難な有害植物による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する。 ・作物残さは有害動植物の発生及び伝染源となることから、速やかに適切に処分する。
20	<p>オオタバコガ</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆等を行う。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄生果を見つけ次第、除去する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

21	コナガ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆等を行う。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
22	シロイチモジヨトウ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆等を行う。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

23	ハスモンヨトウ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆等を行う。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
24	ヨトウガ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆等を行う。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。

(3) いちご

25	アザミウマ類 (チャノキイロアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ、ヒラズハナアザミウマ)
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・無寄生苗を使用する。・ほ場内及びその周辺の除草に努める。・施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。・施設栽培においては、栽培終了時に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・生物農薬を利用する。・有色粘着板等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・発生初期に、薬剤散布を重点的に実施する。・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。・作物残さを適切に処分する。
26	アブラムシ類(ワタアブラムシ)
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・無寄生苗を使用する。・ほ場内及びその周辺の除草に努める。・施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・生物農薬を活用する。・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・発生初期に、薬剤散布を重点的に実施する。・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。・作物残さを適切に処分する。

27	<p>コナジラミ類（オンシツコナジラミ）</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
28	<p>ハダニ類（カンザワハダニ、ナミハダニ）</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗の二酸化炭素くん蒸を実施する、又は育苗床での防除を徹底する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

29	うどんこ病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病苗を使用する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
30	炭疽病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病苗を使用する。 ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・土壌消毒を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

31	灰色かび病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病苗を使用する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。果実が地表面に接触しないようにする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

(4) きゅうり

32	<p>アザミウマ類 (ミナミキイロアザミウマ)</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・無寄生苗を使用する。・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。・ほ場内及びその周辺の除草に努める。・施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・生物農薬を活用する。・有色粘着板等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。・作物残さを適切に処分する。
33	<p>アブラムシ類 (ワタアブラムシ)</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・無寄生苗を使用する。・ほ場内及びその周辺の除草に努める。・有翅虫の飛来を防止するため、風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。・施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・生物農薬を活用する。・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。・作物残さを適切に処分する。

34	コナジラミ類（タバココナジラミ）
	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、有色粘着板等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
35	ハダニ類（カンザワハダニ、ナミハダニ）
	<p>予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

36	うどんこ病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病苗を使用する。 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉の裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
37	褐斑病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・施設内の換気をこまめに行い、通路にわら、もみ殻等を敷くことにより、高温・多湿を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・支柱等の農業用資材を消毒する。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

38	炭疽病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本指定有害動植物の跳ね返りを防止する。 ・窒素過多を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
39	灰色かび病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、や防消滴フィルムを活用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・発病葉、発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

40	斑点細菌病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・土壌水分の多いほ場で発生が多いことから、土壌水分を適正に維持する。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・健全な種子を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・マルチの敷設を行う。 ・土壌消毒を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
41	べと病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病苗を使用する。 ・抵抗性品種を使用する。 ・マルチの敷設を行う。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

(5) だいこん

42	アブラムシ類 (ニセダイコンアブラムシ)
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・ほ場内及びその周辺の除草に努める。・有翅虫の飛来を防止するため、風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。・作物残さを適切に処分する。

(6) トマト・ミニトマト

43	アザミウマ類 (ヒラズハナアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ)
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・無寄生苗を使用する。・ほ場内及びその周辺の除草に努める。・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。・施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。・マルチの敷設により土中での蛹化を防ぐ。・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・黄色粘着板等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。・生物農薬を活用する。・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。・作物残さを適切に処分する。

44	アブラムシ類（ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ）
	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、風上方向に防風垣又は防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
45	コナジラミ類（タバココナジラミ、オンシツコナジラミ）
	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、有色粘着板等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

46	うどんこ病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病苗を使用する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では換気や風通しを良くする。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤防除を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
47	疫病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では換気や風通しを良くする。 ・マルチの敷設により、土が跳ね上がらないようにする。 ・窒素過多を避ける。 ・土壌消毒を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤防除を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。

48	トマト黄化葉巻病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病苗を使用する。 ・抵抗性品種を使用する。 ・本指定有害動植物を媒介するタバココナジラミの防除を行う。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入防止又は発生抑制を図る。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 <p>(発生、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。 ・タバココナジラミの防除に当たっては、生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努める。適期にタバココナジラミの薬剤防除を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
49	すすかび病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤防除を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。

50	灰色かび病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、防消滴フィルムを活用する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本指定有害動植物の伝染を防止する。 ・幼果に残った花卉又は病斑部をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
51	葉かび病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。 ・発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉は速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。

(7) ピーマン

52	<p>アブラムシ類 (ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ)</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・無寄生苗を使用する。・ほ場内及びその周辺の除草に努める。・有翅し虫の飛来を防止するため、風上方向に暴風垣もしくは防風ネットを設置する。・施設栽培においては、施設内への侵入を防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・生物農薬を活用する。・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。・作物残さを適切に処分する。
53	<p>アザミウマ類</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・無寄生苗を使用する。・ほ場内及びその周辺の除草に努める。・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。・施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。・マルチの敷設により土中での蛹化を防ぐ。・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。・生物農薬を活用する。・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。・作物残さを適切に処分する。

54	タバココナジラミ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 <p>施設栽培においては、防虫ネット、有色粘着板等の活用により、施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、有色粘着板等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
55	うどんこ病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける水管理に留意する。 ・窒素過多を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。

56	斑点病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・マルチの敷設を行う。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
57	黒枯病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・マルチの敷設を行う。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉・発病果を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。

(8) さつまいも

58	ナカジロシタバ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・8月から急激に多くなり、9月下旬～10月上旬に最も多くなるため、早期発見に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・齢期が進むと摂食量が多くなり、薬剤の効果も現れにくくなるため、早期防除に努める。・薬剤散布を行う際は、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。
59	基腐病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・種いもは必ず未発生ほ場から採取する。・定期的に茎頂培養苗を導入して苗を更新する。・苗床の土壤消毒、および種芋の選別と消毒を行う。・採苗を行う際は、地際部から5cm以上切り上げて採苗し、定植当日に苗消毒を行う。・植付前には、ほ場の排水対策や土壤消毒を十分行う。・発生したほ場では、抵抗性品種の導入を検討する。・早植え及び早掘りにより、被害が軽減できる傾向があることから、作型の変更を検討する。・多発したほ場では、ヒルガオ科以外の作物との輪作又は休耕する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・ほ場を見回り発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布を実施する。・発病した株（つるや塊根）は速やかに抜取り、ほ場や周辺に残さないよう適切に処分するとともに、薬剤散布を実施する。・本病が発生したほ場では、早期の収穫を検討し、翌年に向け、資材等を活用し残渣分解を促進する。

(9) さといも

60	疫病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・汚染された種芋や罹病残渣、および野良生え芋は、疫病の感染源となるため、適正に処分する。・種芋は水洗後選別を行った後、薬剤による消毒を行う。・散布通路を確保し、排水・雑草対策を行う。・土壌診断に基づく適正施肥を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・早い時期からの防除開始と定期的な薬剤散布を行う。・台風通過後や豪雨の後に発病が広がりやすいため、防除適期を逃さないようにする。・次作の発病防止のため、速やかに収穫を行うとともに、残渣はほ場外へ持ち出し適正な処理を行う。

(10) ばれいしょ

61	アブラムシ類 (ジャガイモヒゲナガアブラムシ、ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ)
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・園地内及び周辺の雑草管理を適切に行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・ほ場の見回りによる早期発見に努め、発生初期から薬剤散布を実施する。・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。・アブラムシ類はモザイク病を媒介するため注意する。
62	疫病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・健全な種いもを使用する。・ほ場の排水を良好に保つ。・窒素過多にならないよう施肥に注意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・予防散布を基本とし、適期に薬剤散布を行う。・ほ場の見回りによる早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。・発病株はすみやかに除去し、ほ場外で適切に処分する。

(1 1) 果樹共通

63	果樹カメムシ類 (ツヤアオカメムシ、チャバネアオカメムシ)
	(予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none">・ 防風樹及び周辺樹としてスギ、ヒノキ等が植栽されている場合は、できるだけ刈り込んで結実しにくいようにする。・ 施設栽培の場合は開口部を防虫ネット等で覆い、侵入防止を図る。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none">・ 発生予察情報、ほ場の見回り等により早期発見に努め、防除適期に薬剤散布を実施する。・ 防除の重要な時期は果実肥大期～成熟期の7～10月であり、発生量に応じて防除を行う。

(1 2) かんきつ

64	アザミウマ類
	(予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none">・ 園地内及び周辺の雑草管理を適切に行う。・ 茶を混植しない。・ 株元に光反射シートを敷設する。・ 施設周辺へ白色透湿性シートを敷設する。・ 施設栽培では開口部に防虫ネットを設置し、成虫の飛来を軽減する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none">・ 開花期・幼果期には必ず防除を実施する。・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。・ ほ場を見回り、被害の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・ アザミウマの種類により薬剤の防除効果が異なる場合があるため、発生種を確認する。
65	アブラムシ類 (ワタアブラムシ、ミカンクロアブラムシ)
	(予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none">・ 園地内及び周辺の雑草管理を適切に行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none">・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。・ ほ場を見回り、被害の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。・ ミカンクロアブラムシは果梗部に寄生することもあるので、早めの防除が望ましい。

66	ハダニ類（ミカンハダニ）
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及び周辺の雑草管理を適切に行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布は、本指定有害動植物が低密度の時にタイミングを逃さないよう実施する。薬剤散布は葉裏にも薬剤がかかるよう丁寧に行う。 ・薬剤抵抗性の発達を抑えるため、同系統剤は年1回の使用にとどめる。 ・ミカンハダニの要防除水準は葉当たり虫数0.5~1頭（寄生葉率30%）の増殖初期である。 ・春季の発生を抑制するため、冬期のマシン油乳剤を散布する。
67	かいよう病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物は強風による傷から感染することから、防風垣・防風樹を設置し防風対策を講じる。 ・ミカンハモグリガによる食害は発病を助長するので、防除を徹底する。 ・適正な肥培管理を行い、軟弱徒長にならないよう樹勢を健全に保つ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場を見回り、適期に薬剤散布等を実施する。 ・防除は予防散布を原則とし、発生初期にあたる3月中下旬の発芽前散布が重要である。その後は開花直前、花卉落下期、梅雨期、秋芽生育期、台風前に薬剤散布を行う。
68	黒点病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝染源となる枯れ枝を剪定し、園地外に持ち出し、適切に処分する。 ・肥培管理に注意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布は、果実肥大期、梅雨期、8~9月下旬に行う。 ・積算降雨量250mmに達した時か、前回の散布から30日を経過した時期を散布実施の目安とする。
69	そうか病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物は強風による傷から感染することから、防風垣・防風樹を設置し防風対策を講じる。 ・軟弱徒長にならないよう、適正な肥培管理を心がける。 ・罹病葉は剪除する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発芽期から梅雨期までを防除の重点時期とする。 ・春葉と果実の発病は相関が高いため、春葉の防除が大切である。

(13) 茶

70	アザミウマ類 (チャノキイロアザミウマ)
	(予防に関する措置) ・園地内及び周辺の雑草管理を適切に行う。 (判断、防除に関する措置) ・二番茶、三番茶の防除に重点をおき、多発時には5～7日間隔で、2回の薬剤散布が必要である。 ・秋芽は長く伸育し続けるため、萌芽期～1葉期及びその7～10日後の2回薬剤散布を行う。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
71	カイガラムシ類 (クワシロカイガラムシ)
	(予防に関する措置) ・苗木や農機具に付着して分散することが多いので、育苗、苗木購入、管理作業に注意する。 (判断、防除に関する措置) ・薬剤散布を行う際は、幼虫のふ化を確認した後、ふ化最盛期の2～3日後に防除を行う。 ・散布むらのないように、薬剤は丁寧に散布する。 ・多発したときは、中切り更新することにより、寄生部を除去するとともに樹勢回復を図り、防除を徹底する。 ・冬期のマシン油乳剤の散布を行う (冬期の散布は、赤焼病の発生を助長することがあるので留意する)。 ・タマバエ類や寄生蜂、テントウムシ等の天敵類に影響が少ない農薬を使用する。
72	チャトゲコナジラミ
	(予防に関する措置) ・未発生地では寄生苗を持ち込まないようにする。 ・黄色粘着板の設置等を行い、本指定有害動植物の発生に注意する。 (判断、防除に関する措置) ・剪定や、すそ刈り等により寄生葉を除去することで生息密度の低下や防除効果の向上を図る。 ・冬期のマシン油乳剤の散布を行う (冬期の散布は、赤焼病の発生を助長することがあるので留意する)。 ・すそ部への寄生が多いため、薬剤散布を行う際は重点的に行う。 ・土着天敵であるシルベストリコバチによる抑制効果が高いため、土着天敵に影響が少ない薬剤を選択する。

73	チャノホソガ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時期を考慮し、早晚性の異なる品種の利用、整せん枝等を活用した作期移動等の耕種的手法を検討する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫の発生時期が摘採直後や萌芽前に当たる茶園では防除の必要はない。 ・三角巻葉の虫糞が荒茶に混入すると荒茶品質に大きな影響を与えるため、成虫の発生最盛期の約10日後に防除を行う。 ・脱皮阻害剤を散布する場合は、遅効性であるため成虫の発生最盛期からその5日後の産卵期に防除する。
74	チャノミドリヒメヨコバイ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新芽の茎に産卵するため、摘採、整せん枝、すそ刈り等により密度低減を図る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一番茶摘採後から10月中旬頃まで発生が見られるが、特に二、三番茶芽の開葉期と秋芽に発生が多いので、この時期に防除する。 ・葉が硬化した後の被害は比較的軽く、萌芽から1～2葉期の被害を抑えることが重要である。 ・二番茶、三番茶の防除に重点をおき、多発時には5～7日間隔で、2回の薬剤散布が必要である。 ・秋芽は長く伸育し続けるため、萌芽期～1葉期及びその7～10日後の2回薬剤散布を行う。
75	ハマキムシ類 (チャノコカクモンハマキ、チャハマキ)
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で広域に交信かく乱剤を使用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェロモントラップによる成虫の発生消長を把握し、成虫発生最盛期の7～10日後に防除を行う。 ・ほ場を見回り、被害の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・天敵製剤(生物農薬)を活用する。
76	ハダニ類 (カンザワハダニ)
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥が続いたり晩霜後に多発しやすいので注意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除の適期は産卵開始後(2月下旬～3月上旬)および越冬前(10月中～下旬)である。 ・冬期のマシン油乳剤の散布を行う(冬期の散布は、赤焼病の発生を助長することがあるので留意する)。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

77	炭疽病
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を使用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・二番茶芽と秋芽の萌芽期から成育期を重点に、1～2回の薬剤散布を行い、それ以外の発生時期は、気象条件や前茶期の発病状況などから判断して必要に応じて防除する。・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。・銅剤は保護剤なので、萌芽～1葉展開期に散布する。